

議会改革検討委員会 会議要録

開会 13時00分

1 開催日時 平成27年11月27日（金）

閉会 14時05分

2 開催場所 滋賀県議会 第一委員会室

3 出席した委員 川 島 隆 二 委員長
成 田 政 隆 副委員長
有 村 國 俊 委員
目 片 信 悟 委員
村 島 茂 男 委員
山 本 正 委員
塚 本 茂 樹 委員
杉 本 敏 隆 委員
木 沢 成 人 委員
中 村 才次郎 委員

4 事務局職員 日爪事務局長、丸尾次長
総務課 林参事、青木課長補佐、石田副主幹、今井主任主事
議事課 太田課長、吉田課長補佐
政策調査課 江村課長、伊藤参事、高木主幹

5 議 題

- 1 政務活動費の見直しについて
- 2 議会業務継続計画の検討について

6 配付した資料 別添のとおり

7 議事の経過概要 別紙のとおり

議事の経過概要

1 開会宣告 13 時 00 分

◎川島隆二委員長 皆さんお疲れのところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから議会改革検討委員会を開会いたします。本日の委員会につきましては、政務活動費の見直しと、議会業務継続計画の検討の二つの議題について、検討を進めたいと思います。

2 政務活動費の見直しについて

◎川島隆二委員長 政務活動費につきましては、前回の委員会におきまして、検討項目の試案について各会派から意見をお聞きしたところでございます。その際の意見についてまとめたものを資料 1－1 として机上に配布していますが、按分の部分を除いては大きな方向性では一致しているのではないかと考えております。細かい部分の調整が必要ですので、今日の委員会では、それぞれ各会派に持ち帰って検討していただいたと思いますが、その内容を踏まえて協議を行っていききたいと思います。

はじめに、視察等を行った際の報告書についてですが、前回の委員会で報告書の様式例の作成について御意見がありましたので、事務局に作成させ、お手元に資料 1－2 として配布しております。様式例について事務局から簡単に説明させ、その後、委員間で協議を行いたいと思います。

○事務局 資料 1－2 につきまして、説明させていただきます。報告書の様式例でございまして、報告書の作成を行っている議会の様式を参考に、委員会での御意見などを踏まえて作成いたしました。まず、タイトルにつきまして、活動報告としておりますが、政務活動費を使用した活動には、視察以外にも、研修や会議なども想定されますことから、視察報告ではなく、活動報告としております。報告の内容につきましては、日程、訪問先、活動の目的、内容について、記載できるようにそれぞれ欄を設けております。説明は以上でございます。

◎川島隆二委員長 それでは、今、説明をしていただいたところですが、報告書を作成するという点では、皆さん一致していただいておりますが、作成する範囲について、海外、県外までの活動に限るのか、県内の活動も含めるのか、といったところだろうと思いますので、皆さんから御意見をお願いいたします。この活動報告書はお金を使った使い道で、どこに訪問したのか、東京なら東京ですよと、その目的は何ですかといったところの話です。前もちょっと話が出てましたけれども、例えば海外に行った場合でありますとか、さすがに高額になりますので、行き先と、こういう目的でというのだけではどうだろうと、以前からそういうところがありましたので、それに関してはもうちょっとレポート的な内容のものを任意で出してもらったらどうかという話がありましたので、皆さんからそれぞれ御意見を出していただけたら。

◎有村國俊委員 海外については、確かに詳細な報告も必要ということで、この間意見が出ていたなかで、例えば、どこどこで泊ということになっていくと思いますが、しかし、一

応案として出ているのが、海外、県外、県内と、その中でこれは1枚ですけれども、これが2枚になったり、3枚になったり、概ね1枚と書いてあるけれども、国内でも詳細に書かなければいけないのではないかという議論もありますので、それは各議員に任せておけばいいのではないかと思います。あと、これはパソコンで打つと思うので、小さな字でいっぱい書くと思えば書けるのでその辺りのところは個人のモラルかなと思います。

◎山本正委員 議会改革検討委員会ですので、各議員に任せておけばいいというのではなくて、ある程度大枠は、最低限必要な決まり事として、例えば海外の調査であれば、せめて日程表的な、どういう動きをしたのか、何の調査に行ったのかぐらいがわかるようなものの添付は、これにプラスして要るのではないかと。県内調査でしたら、行動に時間がかかりませんが、海外ですと何日も行くわけですから、それをこれ1枚で表現しようとするとう無理があるのではないかと思います。日程表ぐらいの添付とか、有村委員がおっしゃいました何枚にもなるという話もいいと思います。項目ごとに一枚いるのかなと思います。

◎有村國俊委員 別に反論はしません。県内であっても5日間行くところもあるかもしれませんし、海外に行くと何か遊びに行っているなというようなイメージを与えるということで、今、山本委員が言われた裏づけを取ると、先ほど委員長が言われたようにお金も使うし、県民に誤解を与えないためにも書かなければいけないということならば書いた方がいいと思いますが、国内でも、海外でもエリアが遠くなるだけで一緒かなと僕は思います。モラルがある議員ですからその辺のところはきちんとしたらいいと思います。これは意見ですので、海外はしっかりやろうということでしたらそれに従います。もう一点提案ですけれども、海外も国内も何泊以上は書くと、例えばソウルだとかは1泊2日もあろうかと思いますが、その辺りのことも考えながら、例えば5泊以上であれば国内でも詳細に書くとか、基準がないと難しいのでは。

◎中村才次郎委員 うちは、県内も含めて全部活動報告を書いたほうがいいのかという意見を出していますが、県内も含めるという方向性ですか。

◎成田政隆副委員長 県内に関しては、取扱いをどうするのかというのは、皆さんの御意見の中で最終的に決定すればいいと思いますが、1回に1枚出すとなるとボリューム的に大きくなりすぎないかというところが心配なので、報告義務があるならば、添付するべきだと思いますし、これまでも一覧の中でどこに行ったという部分は別途添付しているので、それで事足りるのかどうかというところは皆さんの御意見の中で協議したらいいのではと思います。

◎川島隆二委員長 今までやってきたなかで、僕は県内はほとんど計上していなくて、色んな所に行くけれども、ひとつひとつやっていたら、きりがなし、例えば、彦根に行った場合に目について、ちょっと見てこようかな、話を聞いてこようかなと、ずっと行くこともあるので、それも政務活動だからといって計上しますかということ、それもまたというのがあって、県内の分は全く計上していないというところで、線引きが難しいなという。

◎目片信悟委員 要は、支出をする部分に対してどうかということで、ちなみに県内、県外も含めて平均的にどれぐらい活動件数があるのか把握していますか。

◎川島隆二委員長 これは、海外に行っている人と、県内で中身はどのような感じなのか。

○事務局 海外に行っていたらいる場合だと、報告様式の中に主な事業内容を書いていただく既存の様式がございまして、その様式に、いつからいつまでどこに行ったという報告をあげられているパターンが多いです。県内でも個別に何月何日にどこへ行ったということを同じ様式に書かれている議員もおられます。

◎目片信悟委員 それは、支出を伴う分ですか。

○事務局 そうです。

◎目片信悟委員 別に政務活動に計上しなかったらあげてないのですね。

○事務局 基本的にそうです。

◎木沢成人委員 もともと政務活動で、視察なりいろいろ行かれるというのは、行ったところでいろんなことを聞いて議員として活かすという意味で行かれているわけなので、当然、ここに書くのかどうするのかは別として、備忘録的にそれを活かすための何かを残すことを皆さんされると思います。それをしようとする、海外に行った場合はそれなりに詳しいレポートにならざるを得ないと思いますし、そういうことでいくと、やはりある程度のものはしっかり出てくるのではないかと思います。だから海外なんかはきっちり書くように決めたらどうかと思いますけど。

◎成田政隆副委員長 県内で例えば、びわ湖環境ビジネスメッセに行ったとかだと、訪問先は長浜ドームで目的内容というのでもいい明らかなケースが多いと思いますので、県内に関しては、フォーラムなどの会費を徴収するものに関しては、書いたほうがいいと思いますが、行事ごとのために調査に行ったりする場合とかは、これまでの様式でいいのではないかと思います。そうしないと件数が増えすぎることにならないかと思います。

◎川島隆二委員長 海外はお金が一番かかるので、海外に関してはこれとは別に、レポートみたいなものを添付資料として付けてもらおう。県外については、目的・内容を書いてもらおう。県内に関しては、この様式は使わないということでどうでしょうか。

◎成田政隆副委員長 会費の伴うものについては、あげておいた方がいいのかなと思います。フォーラムなどの参加費については県内も。

◎川島隆二委員長 それは、領収書の添付様式でいけるのでは。

◎目片信悟委員 フォーラムの参加とかは項目が変わって、研修費とか、その時に領収書とか書く様式があったので。

◎成田政隆副委員長 よくわからないフォーラムに2万円とかなると、なんやこれはということになるので、どういう講師が話をされてとかいう項目だけが書いてあったら。

◎目片信悟委員 わざわざ書くのであれば、案内文書なりを添付するほうがわかりやすいと思いますけれども。同じ会議に出て書き方が全然違うと誤解を生んでしまうので。従来ある領収書を添付する様式に案内文を添付資料で付ければいいのでは。

◎川島隆二委員長 それでは、県内の活動については既存の様式で、海外、県外での活動については活動報告書を提出する。海外については、行程や活動の詳細がわかるものを付けるということによろしいでしょうか。

続いて、成果物、契約書の添付についてですが、前回の議論では、県政報告とか新聞については、現物を添付すると、委託の成果物については概要がわかるものを添付するということで同意していただいております。今回の委員会では契約書の添付について、取扱いを決めていただきますがいかがいたしましょうか。これも、前は契約書まではどうかといった感じだったと思いますがどうでしょう。

◎有村國俊委員 会派では特に意見はなかったのですが、今回、成果物を添付するということですから前進だと思っていますし、契約書そのものまでいいと思います。

◎川島隆二委員長 契約書には事務所の契約とか水道の契約とかいろんなパターンがあるけれども、どういう契約書かという議論が前回なかったので、例えば参考資料として事務局に持たされても事務局の責任みたいになってしまうと困るのではないですか。

○事務局 確認するための書類としては参考になりますが、取扱いは慎重にする必要があると思います。

◎目片信悟委員 そもそもが、契約して物がなにかということがあったのが事の発端ですので、今の、個々が出されるチラシなどは契約されている人もあれば、契約していない場合もなかにはあるかも知れないので、最終的には成果物があるかどうかというのが、いわゆる政務活動費の使った目的がわかればいいわけで、内容はそれを添付することによってチェックできるわけですから、本当にそれが適正にやった成果物なのかどうかということかなと。契約書でも取扱いに困るのであれば、そこまで求めることが果たしていいのか悪いのかということにはなろうかなと思います。使ったお金がどうなったのかというのが明確になるのが本来この議論だと思いますので、それこそいろんな調査を依頼して、こんな成果物になったとそれを添付してもらうのも大変だと思います。

◎川島隆二委員長 この場合の成果物というのは、滋賀県議会では県政報告を出したかどうかというところの成果物がほとんどですので、そういう意味では県政報告を出した時に、その出した新聞も含めて提出してもらおうということだと思います。

◎目片信悟委員 ちなみに、外部に調査を委託した事例はありますか。

○事務局 近年はないと思います。

◎川島隆二委員長 滋賀県議会の場合は、県政報告だと思いますので、契約書はなかなか難しいのではないですか。契約書がないと出したらだめということではないし。

◎目片信悟委員 過去に例は無くても、今後そういう調査をされるときに、そういうことがあるのであれば、両建てのパターンにしてもらったらいと思いますけど。

◎川島隆二委員長 事務所契約とかはそれぞれのやり方があって、契約書がない人もいるだろうし、やるにしても神戸市議会の例からすると外部への調査委託の契約書というくくりになるのかな。

◎成田政隆副委員長 契約書の部分は架空の計上をさせないためのものだと思いますので、成果物があればそこはわかる話だと思いますが、人件費とか家賃とかそういうところで、実体がないのに領収書だけ作っていないかというところで、二重のチェックをするためのものなのかなと思います。

◎目片信悟委員 ちなみにリース契約でも契約書を作りますけれども、その契約書と、成果物と一体になった部分の契約書を分けて考えないと。リース契約の成果物はリースしているとわかりやすいかもしれませんが、ごちゃっとしてしまうと整理しにくい。皆さんそれぞれ従来から契約している部分は添付していると思いますが。当然、契約してお金払いました、領収書もらいましたということでやったからあれは問題になって、何を作ったのかということで、成果物が出てなかったから。今の細々とした部分については、どこまで架空の契約であるとか、請求とか支払いとかきちんと明確にできるようにという意図ではその通りだと思う。

◎川島隆二委員長 これは、義務付けるというところまではなかなか難しいかも知れない。成果物に関しては皆さん異論ないと思いますが。

◎杉本敏隆委員 契約書が必要な場合を定義するべきだと思います。事務所の賃貸契約とか、さっきの調査委託とかの場合には契約書があると。いくつか絞ったほうがいいのでは。

◎成田政隆副委員長 他府県で契約書が必要としている場合は、どのようにしているのか

分かりますか。

○事務局 全国で成果物、契約書の添付が必要とされている議会は19議会ございますが、内訳までは把握しておりません。

◎目片信悟委員 ちなみに皆さんは県政報告の発行で契約はしていますか。

◎川島隆二委員長 していない。毎年同じことをして、印刷業者に原稿を持って行って作ってもらい、印刷業者から折り込み業者に持って行ってもらうので見積りぐらいしかない。先ほど杉本委員から話があったように契約書が必要な場合で、例えば、外部調査の委託で世論調査や市場調査をした場合の成果物は、自分が情報としてとったのに、自分でお金を出したものを全員にさらしたら、他の人が見たらこうなのかということになるので、情報を出したくない調査も出てくると思うので、そういう場合はこういう調査をしたという契約書を出してもらうこともあり得るのかと思います。家賃に関しては口頭のこともあるので、契約書の添付については事務局ともどういった内容の契約書を出してもらっているのか話をしてそれぞれの場合を考えます。

次に行く前に確認ですが、購入書籍に関しては各会派記載するということですので、買われた書籍は名前を書くということで確認しておきます。

次に、インターネットでの収支報告書の公開ですが、公開する範囲について、収支報告書にするのか、領収書の写しも含めるのか、お決めいただきたいと思います。この前の議論では、領収書は図書室で公開しているので収支報告書のみでいいのではないかという話もあったと思いますけれども。

◎成田政隆副委員長 やるからには領収書も公開する方がいいのではないのでしょうか。既に公開を始めているところもあるので、前に進めていくためには事務量大変かと存じますが、公開時期をずらすなどしてでもいいから、図書室では6月から閲覧できる、インターネットは7月ないし8月から見るようにするなどして進めていってもいいのではないのでしょうか。

◎木沢成人委員 良知会としては収支報告書だけでいいと思いますが、前も聞きましたが、実際に、事務作業の量が、職員さんの人件費的なことも含めてわかりますか。その費用対効果なども見る必要がある。

◎川島隆二委員長 事務局は公開が決まったらその方向で動くので、当然、経費も事務量も増えるし議会もあるので大変だと思いますが、決まったらやらざるを得ない。

◎有村國俊委員 自民党県議団では、前回の委員会で申し上げましたように、インターネットでの公開は実施する、公開の範囲は収支報告書としています。

◎木沢成人委員 事務局には、例えば支払先がどこであるか問合せが入ることがあります

か。

○事務局 特にありません。

◎川島隆二委員長 収支報告書に、何月何日これに使用したと出るのです、それを見ると、だいたいこういうことに使っているのか分かることもある。今回の検討委員会で提出書類を増やす方向で考えていますので、収支報告書だけで公開してみても、領収書もという話が増えてくるのであればまた考えてもいいと思いますが。

◎成田政隆副委員長 収支報告書で内容がわかるのであれば、領収書を公開しても一緒だと思います。図書室で見ることができるのでインターネットでも同じではないですか。

◎有村國俊委員 議会改革検討委員会においては、100 パーセントわかってもらうという考えは分かりますし、1 歩でも 2 歩でも前進をということですが、今年度の議会改革検討委員会では、委員長のおっしゃるように一度やってみて県民の皆さんから領収書もという話が出れば、また改革していったらいいと思います。そうでないと、領収書 1 枚 1 枚について問合せが出てくると私は思います。なぜかという、ホームページで 1 議員あたりの枚数がかなり膨大になってくることが予想されます。オープンにするという意味ではいいと思いますが、そこまで踏みこんでやる必要はないと思います。

◎成田政隆副委員長 その理由はどうしてですか。

◎有村國俊委員 先ほどもおっしゃるように問合せなんかもあるので。

◎成田政隆副委員長 問合せがあったときでも説明責任を果たしていくことが役割ではないですか。不透明なところを透明にすることは議員としての責任があるのではないですか。

◎有村國俊委員 それはモラルの問題であって。

◎成田政隆副委員長 モラルの問題で出せるのであれば出すべきだと思いますし、出せない理由は何ですか。

◎有村國俊委員 出せない理由はないですが、そういう意味ではなくて、国もそうだし、例えば。

◎成田政隆副委員長 国は関係ないのではないですか、滋賀県議会の話です。

◎有村國俊委員 全て 100 パーセント出すのは OK だと私は思っていないです。

◎成田政隆副委員長 これだけ政務活動費の話で全国的にも注目されているのだから出

しましようという提案じゃないですか。

◎有村國俊委員　私が言っているのは別の議論で、何でもかんでもオープンにするというのは。

◎成田政隆副委員長　税金を使って政務活動費を出しているの、出しましようという話じゃないですか。

◎有村國俊委員　我々は収支報告書でいいということで意見を言いまして、会派に持ち帰って今日も話をしています。ですからそれに基づいて私が代表で話をしていますので。

◎成田政隆副委員長　会派内ではどういう議論になったのですか。領収書を義務付けるべきだという意見に対してはどういう話が。

◎有村國俊委員　特になしです。これでいいということだからなしです。

◎木沢成人委員　この前、都道府県議会議員交流会に出席させていただいて、私は、住民との関係強化の部会に参加しましたが、そこで駒澤大学の大山礼子先生が話をされていましたが、こういうことの根本は、先ほどの海外の報告もそうですけど、議員がやっていることの発信力が弱いと、個人でブログをしたりホームページを作ったり、SNS をやっておられたりしていますが、そういうところの発信力とか発信の仕方が弱いということがあって、あらぬ誤解も生んでいると。兵庫県なんかは特に事例が極端で、大多数の議員はまじめに仕事をされていることは、専門家も含めてわかっているというお話があって、そういうことでいくと、この議論はもちろん大事ですけども、まずは議会改革という大きな話で行けば我々が滋賀県議会議員という矜持を持って、自分がやっていることをどれだけ発信するかという議論も併せてしないと、お金の使途の透明性というところだけではないのかなと。活動をしっかり発信していけばそこに対する経費が発生しているということも県民の方も理解されると思いますし、そこも併せてしないといけない。

◎川島隆二委員長　交流会には、村島委員も行かれて政務活動の話を聞いてこられたのではなかったですか。

◎村島茂男委員　全体的に言うと、領収書を出してないところが多くて、パネラーの栃木県議会の方が言っておられましたが、出すことによって、それに対してオンブズマンの方が名前が出ているところまで行ったりして、ここが安いじゃないかとかものすごく揉めたと。

◎川島隆二委員長　相手に迷惑がかかるということですか。

◎村島茂男委員　例えば、印刷屋さんとしたら、Aさんはこれをいくらで出しています、Bさんはここと全然値段が違うので、そこへ電話をして、なんでこの人はこれだけでやってい

るのにお前のところは高いのか、と言われて困っているとか。

◎川島隆二委員長 例えば、僕がこれを 100 円で買いました。でもこっちのほうでは 200 円で売っていると、200 円で買った人は領収書を見て、なんでという話が出てくるので、プライベートのところで、いろいろ起こってそこに電話が入ったりする可能性もないことはないと思う。だから収支報告書である程度出ている以上は値段も分かっているので、ネットは万人が見るので、どうしてもこれがおかしいと思った人は図書室に来てもらって領収書を見てもらうということで十分な対応ではないかという思いがあります。まして、議員もそんなに無茶苦茶なものをあげているわけではないから、ネット公開でいろんなところからそういう電話が入ってしまうのはまずいという話ではないでしょうか。

◎村島茂男委員 僕が参加していた部会では、個人的なものは無くて、オンブズマンの方が、領収書を見ることができるのでパソコンを前にして、A 社、B 社、C 社全部電話したりして、図書室まで来るとなるとそんなことはないのかなと思いますが、簡単にオープンにして比較してやると大変なことになる。

◎川島隆二委員長 領収書が出るということは万人に相手方の情報が出ていくということだから、いろいろあるだろうし、そこからすると、自分たちのことだけでなく若干配慮が必要ではないか。相手方のことも考えれば今回のところは、ネット公開は収支報告書だけにして様子を見た方がいいのではないかと思いますかどうか。

◎成田政隆副委員長 持ち帰ってもよろしいですか。基本的には、領収書の公開という話で来ていますので、そういう話がありますけれどもどうですかと。

◎川島隆二委員長 では、今の方向でこういう議論があったということで、また次に。

では、最後に按分率の上限の設定ですが、前回の委員会では按分については個々の事例を示してほしいとの意見がありましたので、事務局の方で資料を準備していただきました。これの説明をお願いします。

○事務局 資料 1－3 につきまして、説明させていただきます。按分の具体的な事例に関する資料です。左端に経費を記載し、その右側に、順に、具体的な事例について、按分が必要になる場合の例、右端に、按分率の上限の設定がある議会での例について、記載してございます。事例につきましては、代表的なものでございますので、実際の報告の際には、これ以外にも按分が必要なものが生じる可能性がございます。

まず、①の調査研究費から、④の会議費までは、それぞれの活動を行うために自家用車を使用した場合のガソリン代を交通費として計上する場合がございます。その場合、例えば、1 回、自家用車にガソリンを入れて、その分は、全て調査のために使用されたなど、具体的な活動の内容が把握できる場合には、按分せずに計上することも可能ですが、他の用途にも使われている場合は、按分が必要になります。按分率の上限の設定がある議会の例を紹介しますと、例えば、自家用車を政務活動と私的な活動に使用されている場合は、例 1 に記載し

ていますように、按分率の上限を2分の1としている議会がございます。また、例示はして
ございませんが、議会によっては、自家用車を使用している用途の種類の数に応じて、按分
率の上限を定めている議会がございます。

次に⑤の事務所費から⑦の人件費についてであります。具体の事例で申し上げますと、
政務活動のための事務所の賃借料、光熱水費、通信費、事務用品の購入費、事務所で勤務す
る事務職員の雇用経費等を計上する場合でございます。同じ場所に後援会などの事務所が
設置される場合には、按分が必要になってまいります。経費充当の按分にあたりましては、
計算根拠などがある場合は、その比率により政務活動費を充当いただくことになりますが、
それぞれの使用状況が明確でないなど、合理的な区分ができない場合について、按分率の上
限の設定がある議会の例で挙げますと、例2、例3で記載していますように、按分率の上限
を定めている議会がございます。また、先ほどの交通費の場合と同様に、事務所をどれだけ
の用途で使っているか、用途の種類の数に応じて、按分率の上限を定めている議会ござ
います。

次に、⑧の広聴広報費につきましては、県政報告紙を発行される場合に、紙面に後援会に
関する記載がある場合、按分いただく必要がありますが、この場合は、紙面の面積の比率な
どで按分することが可能でありますので、上限を定めている議会はございません。表の下の、
アスタリスクの1ですが、按分率の上限の設定がある議会におきしても、先ほどのガソリン
代のところでも説明させていただきましたように、政務活動での使用状況が明確に区分でき
る場合などは、按分率の上限でなく、実態に応じて政務活動費を充当することとされていま
す。説明は、以上でございます。

◎川島隆二委員長 それでは、按分についてですけれども、現行の取扱いでいいという会
派と、設けたほうがいいという会派と両方の意見があったと思いますが、これに関してはそ
れぞれ会派でどのような意見がありましたでしょうか。現状は、滋賀県議会ではほとんどが
2分の1の按分となっている感じでしょうか。

○事務局 全員ではありませんが、ほとんどの方が2分の1にさせていただいております。

◎成田政隆副委員長 全員ではないということがあるので、実態が証明されない場合は2
分の1という上限がいるのではないかと思います。

◎川島隆二委員長 これは、それぞれの活動状況もあるので、難しいところではありま
す。基本的に常識の範囲で、2分の1でやっているといると思いますので、上限を決め
ているところでも、個々の活動の中で7割、8割を政務活動に充当しますという場合はなぜ
それだけ充当するのかということをしつかり説明できるのであれば、その率で充当してい
るようなので、そういう意味では、基本的に2分の1にしておいて、実態として7割、8割と
いうことであれば、それはそれでいいと思う。ただ、何となくこれは6割、7割ですとい
うのは説明がつかないので、その場合は2分の1にしておくのが妥当ではないかと思いま
す。政務調査と政務活動では内容が変わっているの、個別の事例ごとに、この場合は何割
ですというのは決めにくいと思いますので。

◎有村國俊委員 委員長の整理でいいと思います。

◎川島隆二委員長 それでは、按分に関してはそれでまとめさせていただきます。では、政務活動費の議論はここまでとさせていただきます。結果につきましては、確認の意味も含めまして各会派に御報告いただき、調整を図っていただきますようにお願いします。会派内で合意が難しい項目がありました場合は次回の委員会で調整することが必要になりますので、私まで御連絡をお願いします。

3 議会業務継続計画の検討について

◎川島隆二委員長 続きまして、議題2の議会業務継続計画の検討についてを議題といたします。業務継続計画につきましては前回に引き続きたたき台について御協議をお願いしたいと思いますが、事務局のほうで前回いただきました御意見に基づきまして一部記載を追加した部分がありますので説明させます。

○事務局 資料2につきまして、説明させていただきます。ただ今、川島委員長からお話しいただきました件でございますが、計画のたたき台につきまして、前回の委員会での議論を踏まえ、内容を追加した部分がございます。具体的には、5ページでございますが、7の本会議等の開催のところで、前回の委員会で、定足数や臨時議長という話がございましたので、地方自治法や条例等でどのように規定されているのか追加いたしましたので、それぞれ御確認ください。説明は以上でございます。

◎川島隆二委員長 それでは、委員間での協議をお願いしたいと思いますが、この計画は、本会議や委員会といった議会の業務をいかにして継続していくかというものですので、本会議を開催するかどうかなどといった前提となる判断につきましては、代表者会議や議会運営委員会で適切に決定していくしかないと考えます。この委員会では、本会議を開催するとなった場合の具体的な対応について、例えば代替場所をどうしていくのかなどを中心に検討していくことが必要と考えますが、各会派で御議論いただきました内容も踏まえまして、御意見がございましたら御発言願います。だいたい前回の議論でまとまった感じがしますが、僕の方から1点ありまして、例えば琵琶湖線が止まった場合は大津まで出てこられなくなるけれども、地元の県事務所などには行けますので、テレビを使って本会議を開くことは可能ですか。

○事務局 基本的に参集いただくことが必要になりますので、テレビや電話では本会議を開催することはできないということです。

◎川島隆二委員長 こういう災害の場合でもだめですか。

○事務局 はい。

◎川島隆二委員長 規則の改正もできないのですか。

○事務局 これは地方自治法上そうなっていますので。

◎川島隆二委員長 わかりました。前回、危機管理センターが代替場所として挙がっていたけれども、大津が壊滅的な状況になることも考えられるので、大津以外のところでも代替施設を考える必要があるのではと思ひまして、例えばそれぞれの県事務所などもありますが、そこまではいいでしょうか。このたたき台でだいたい必要なことは書いてありますので、この方向でいいのではないかと思いますけれども。

◎成田政隆副委員長 大津の話聞いていますと、3ページの安全の確保で、机の下に身を隠すなど書いてありますが、本会議場の机の下に隠れることができるかという話がありますので、大津市議会でも、折り畳み式のヘルメットを買ったと聞いていまして、何らかの形で安全を守るためのものについて予算付けするかどうか、今後考えていったらいいのではないかと思います。それから、最後のページに水、食料等を持参すると書いてありますが、大津市議会ではリュックについても検討されたということで、それぞれが自前で準備するのであれば、こういうものがいいのではないかとということも含めて議論されたと聞いていますので。

◎川島隆二委員長 業務継続計画ができて、具体的に安全確保をどうするのかという次の段階で考える必要があると思います。予算についても。

◎成田政隆副委員長 実際に防災訓練を議場で実施して、いろいろ問題点が出たという話も聞きましたので。

◎川島隆二委員長 業務継続計画ができれば、一回、防災訓練をするのもひとつだと思いますので、それは代表者会議で図ってもらおうということで。それでは、このたたき台に沿って素案をつくるということでよろしいでしょうか。

(日程協議)

次回 平成 27 年 12 月 21 日 本会議終了後

4 閉会宣告 14時05分

県政記者傍聴：毎日、中日、京都、産経、びわ湖放送
一般傍聴：なし